

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	一宮 努君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	村井 英哉君
市民生活部長	舍利倉政司君
福祉保険部長	國分 幸和君
健康づくり推進部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	内山 歩君
水道局長	立花 大功君
教育部長	八島 誠治君
中対馬振興部長	松井 恵夫君
上対馬振興部長	阿比留 裕君
美津島行政サービスセンター所長	藤田 浩徳君
峰行政サービスセンター所長	居村 雅昭君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	二宮 照幸君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（初村 久藏君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届出順に発言を許します。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 皆さん、おはようございます。今日は私がトップバッターでございます。やっと以前の一般質問席になりまして、まずいいのは市長さんの顔がすぐ近くに見えるようになったということです。これは本当ありがたいと思います。私の時間はたったの50分でございますので、よろしく願いをいたします。

毎回、市民の声を多くいただいておりますので、先に市民の声、また、市長の名前が出てきますけど。市民の声をいただいています。「台風第9号も過ぎ去りました。残ったのは台風被害にあった残骸と新型コロナウイルスだけが残っています。今ではコロナウイルス感染者数は午後3時頃に防災無線で放送があり緊張感がありました。今は放送もなくなり、何人感染したかも分かりません。以前のように皆さんで緊張感を持ったほうがよいと思います。何か方法を考えてくれませんか、市長さん」ということです。そして、「町の中で市長さんを見かけましたが、少し痩せられた御様子でございました。減給の50%が効いたのではないのでしょうか。市長さん、大変でしょうが市民のために力いっぱい頑張ってください。応援をしております」という声をいただいております。

今、世界では暗い話ばかりでございますよね。一番うれしいお話はやはりアメリカ大リーグで大活躍をしておられます大谷翔平選手、28歳です。104年ぶりにベーブ・ルースの記録を塗り替えた。104年ですよ。1世紀ぶりに記録を塗り替えたそうでございます。まさに我が日本国の誇りであり、まさに宝でございます。私もよく携帯で、しょっちゅうYouTubeを見て「大谷、どうしよるのかな」と思ってよく見るんです。市長もよく見られると思いますけれども。今後、新しい記録を打ち立てていただいて、そして、日本人に感動と希望を与えていただければと思います。

その分、国内ではいろいろと問題がございます。安倍総理大臣の国葬がございますが、問題となっておりますが、安倍総理大臣も約9年間という長きにわたってトップとしてやってこられました。その長いスパンの中で確かに良いこと悪いこともございました。しかし、この民主主義の根幹となる国政選挙期間中に凶弾に倒れたということです。やはりいろいろと考え方があろうかと思いますが、皆さんで送っていただければと思います。私も日本国民の1人として哀悼の誠を捧げたいと思います。そして、葬儀は今月の27日でございます。市民の皆様も合掌でもしていただければと思っております。

そして、もう一点は、旧統一教会の問題が一つございます。

この対馬で関係するのは、日韓海底トンネルの関係がございます。これは国際ハイウェイ財団の計画がございます。しかし、戦前、旧日本帝国、1930年、日韓縦断計画として上げておられます。そして、私どものこの対馬市議会も、いつでしたか、平成25年に市議会として国のほうに早期実現の意見書を出させていただいております。財団におかれましては、この夢のような

計画を早く実現をしていただくようお願いをしたいと思います。

では、市政一般質問をさせていただきますが、今回は元市職員約6,000万円の横領問題についてでございます。これについては2点お願いをしておりました。

裁判について。これは民事と刑事という2つのことがございます。これは昨日の市長さんの行政報告、そして、7番議員の一般質問の中で御説明がございましたので、これは削除させていただきます。残りの1点の対馬観光活性化協議会の責任についてのみ、お尋ねをいたします。これについても、先日、7番議員のほうから、その内容についての説明がございましたが、簡単に再度、御説明をお願いしたいと思います。

市長の答弁を求めます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。小宮議員の質問にお答えいたします。

1点目の裁判については、今、議員がおっしゃるように割愛をさせていただきます。

そこで、2点目の対馬観光活性化協議会の責任についてでございます。

前回の6月定例会の中でも御説明させていただきましたとおり、本協議会は令和2年1月に対馬市、対馬振興局、対馬市商工会、対馬観光物産協会、対馬市国際交流協会の観光関連機関で組織し、主に観光客誘客のための各種助成事業等を行う任意団体であります。

事務局は市観光交流商工部内にあり、業務運営及び支出事務を部内職員が遂行し、部課長が決裁を行っておりました。そのため、対馬観光活性化協議会の会長・副会長・委員・監事である役員が常時、管理・監督を行っている体制ではございませんでした。

このような状況を踏まえながら、対馬観光活性化協議会の責任として役員自らが横領金の損害賠償を行うなど、法的な見解について顧問弁護士に相談をさせていただきましたが「損害賠償を行う責任はない」との見解をいただいております。

対馬観光活性化協議会としましては、令和4年4月14日開催の総会時に事件解決までは会を存続させ、今の役員が責任を持って役員の仕事を負うことで対応を行ってまいります。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 答弁ありがとうございました。

先日の7番議員の一般質問の中で2点ほど確認をさせていただきたいと思うんですが、まず第1点の「担当職員が協議会への出向」という市長の答弁が後で訂正をされて「従事する」ということですね、出向ではなくて。

はい。分かりました。

もう1点は、市長が昨日、この壇上でこのように言うておられたんですが、「観光連盟からの

委託料721万3,122円は交付及び換金業務として2社に委託をした」という説明をされましたが、それでよろしゅうございますか。よろしいですね。

では、何点か続けさせていただきます。

この役員の方は監事を入れて5人の方ですね。対馬を支える非常に優秀な名士の方であり、行政機関という人のトップの方のお名前ですね。監事を入れて5人ですよ。当然、市長さんも入っておられますけども、このような対馬を代表するような、このような方たちがこのように6,000万という大きい問題を起こしながらですね。昨日もございましたけれども、説明も謝罪もないんじゃないかと。昨日のまた続きになります。

そのときに、昨日、市長さんのほうからはわび状を考えているというお話でしたよね。しかし、よく考えていただきたいと思うんですが、事件が発覚したのは3月2日ですよ。警察に告訴したのは3月8日ですよ。7か月ですよ。そして、わび状を出すというのは、これは、何ですかね、この市民をなめきつとるような気がするんですけどね。その辺はどうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この活性化協議会の総会の中で、これを早くやはり謝罪文を出すべきだったと私自身も反省はしておりますけれども、決して、市民を愚弄したわけでもなくて、まだ、かつて、役員一同、大変申し訳ないということで、市民に対しきちっとした謝罪文を作成して出していこうということで協議されたところでございます。

遅れまして大変申し訳ないと思っております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 反省をしているんで、またわび状ということですけども、反省は最初、物事が起こった早い時点で反省なんです。その後は言い訳なんです。その辺、よく理解しておいてください。

そして、責任を持たないというのは、顧問弁護士さんですね。何かいうと顧問弁護士、弁護士と。金科玉条のごとくよく言われるんですが、その顧問弁護士のお話によると「法的に賠償責任がない」ということですよ。では、その賠償責任というのは法的な位置づけはどこにあるのか。当然、法的なものを神にも近い顧問弁護士が説明されたと思うんですが、法的根拠をひとつお願いしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えいたします。

本協議会には、今、小宮議員がおっしゃいますような法的な位置づけというのはございません。あくまでも観光交流商工部主導で立ち上げました任意団体という規約のみの協議会でございます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私が言ったのは、弁護士が責任はないというのはどういう法に基づいた根拠で言っておるのか。神にも近い弁護士はどのようにあなたたちに説明されたのかということですよ。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） お答えします。

顧問弁護士のほうも、この協議会につきましては、何らかの責任はあるものというふうなことにしておりますが、せんだってからいろいろと出ております、そういった代償を持ってというようなことではなくて、何らかのそういう責任は、ないことはないということの一つ答えであります。

それと、今の核心部分をおっしゃったのかなと思うんですけども、この活性化協議会ですが、観光振興の中で県の観光連盟がこういったクーポン事業をやってくれるということで、早急に観光交流商工部のほうでも、その受け皿としての団体といいますか、組織を私たちも求めておったんですけども、普通、一般社団法人……。 （発言する者あり）

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私がお尋ねしよるのは法的根拠ですよ。第何条、何条でこれには適合するんだと。あなたたちの神にも近いような弁護士の説明がなかったというのは非常に寂しいですけども。

それで、私もそれなりにいろいろと専門知識を持っている方にもいろいろと助言をいただきながらしてみたんですよ。言われるように、この活性化協議会の法的な位置づけがどこにあるのか、それによって責任の度合いが設定されるわけですよ。

いいですか。市がお願いをしました第三者検討委員会、この原因調査及び防止の検討委員会です。これには大学の教授、そして、弁護士、そして、公認会計士、3人、対馬市が500万かけてやっとなんですが。この報告書はこれだけの人物ですよ。まず、その報告書の中にこの任意団体の位置づけがございます。ここにはこう書いてありますよ。「協議会は法人格のない任意団体である」と書いてありますが、そのとおりでよろしゅうございますか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 報告書にあるとおりでございます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 法人格のない任意団体というのは、これは法律用語じゃないんですよ。正式な用語はこうなるんです。「権利能力なき社団」と。これはどういうものかという、今回の協議会はいろいろな規定を作っています。その規定の中に今までの判例にそぐわせると4項目ございます。長いから言いませんが、まずこれに該当すると。権利能力なき社団という

解釈でよろしゅうございますか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 議員、すみません。刑事能力でしょうか。権利ですか、権利でございますね。そこまでのそういう表現としては、我々は表現したことはございません。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） どうもこの権利能力なき社団に当たるんですね。私もいろいろと法律家、専門家にもお尋ねしたりすると、今はネットがありますので結構分かりますから。調べたらすぐ分かりますけれども、これらの団体は法人格の団体、すなわち権利能力なき団体になるんです。

それで、この責任問題なんですけれども、いろいろな責任がございますが、責任というのは、例えば、この協議会の責任を問うときに、協議会がここにありますよと。そして、メンバーがいますよと、その役員が。そして、役員そのものまで、個人までに責任を持たせるのは「無限責任」というんですよね。だから、個人まで責任を持たせるのは無限責任。だから、何かあったときは個人までお金を払わなければいけない。これが無限責任なんですよ。

そして、有限責任というのがあります。「有」だから「有する」「限られた」分ですよ。その責任というのが一つあるんですよ。これは、この協議会の中で責任を持つというのが「有限責任」なんですよね。

今回は、法人格のない任意団体ということで、この有限責任になると思うんですがその辺の見解はどうでしょうかね。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 今、議員おっしゃいますように、有限か無限かということになりますと、今の表現でいきますと有限ということでもよろしいかと思えます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そうなんです。有限責任になるので、弁護士さんが主張されておる「賠償責任がない」というのは、多分、無限責任。個人まで行かないんだと。それともう一つ、この有限責任は入るんですけれども、有限責任でもその有限責任の中の資本、資本がなければ賠償ができないんですよね。資本があれば、その中から第三者に対しての賠償をしなければいけないんですよ。

私が考えるところによると、当然、無限責任はないんだ、個人個人にはないんだと。しかし、有限責任があるんだけど、そこには資本がないと。よって、その神にも近い弁護士は「賠償責任がない」という判断をされたと私は理解しておるんですが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 理論立てて御説明いただきまして。そういったふうな考え方で私もよろしいかと思えます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） それが本当なんですよ。資金がないからできないと。

じゃあ、逆に考えると、協議会に資金があれば、例えば、その役員の方からそちらのほうに資金をあれば資金ができるわけです。それによって、賠償という形もできるわけですね、やろうと思えば。それは理解できますかね。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） ただ一つ、我々としての対馬観光活性化協議会を立ち上げて、その位置づけとしては法的なところで今おっしゃっておられますけれども、あくまでも市主導で立ち上げた任意団体ということを根底に置きながら今回の国家賠償法に至っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） はい。分かりました。時間が20分しかありません。

では、次に、有限責任、無限責任がありますけれども、それ以外に管理監督責任というのがあるんです、任意団体にでも。組織をつくるんだから、組織の中での責任が生じるんですよ。それは資本とは別に。

これについて、顧問弁護士さんはこのように言っておられるんですが。これは先ほどお話がありました4月14日の議事メモです。

ここにはこのようにございます。

弁護士からは「何らかの責任はないとは言わないが、損害賠償する責任は考えられない」と。

というのは私がその考えられないという要素は先ほど申しました。それによって考えられないということです。

でも、何らかの責任があるんだと。その顧問弁護士さんが言っておられるんですよ。それは、その協議会が管理監督に対して責任があるんじゃないかというようなことを説明されたと思うんですが、この辺はどうでしょうかね。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 先ほど議員おっしゃいました、その言葉以外には顧問弁護士からは説明をいただいております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 確かにそういう管理関係は明言していないかもしれないけれども、このような濁した言葉で「何らかの責任はある」ということは言っておられるんです。それ

は分かりますよね。「何らかの責任があるんだ」と。それは一般的に管理監督責任の意味だと思
います、常識的に考えて。

そして、確かに昨年10月ですか、この協議会において監査らしきものをされていますよね。
議会でも説明がありましたが、そのときにきれいに帳簿を見ておれば、このようなことは。私は
不正だと思いますが、市長はこれを防げたと思いませんか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私もちよっとどのような内容まで監査に及んだのかということは報告
は受けておりませんので、ここでは、はっきりとしたことは申し上げられません。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 分かりました。それとこの第三者の報告の中に、同じようにそ
の責任問題を追及しているところがございます。この第三者はすごいですからね。

いいですか。読み上げますよ。

「伝票及び証憑を確認のうえ決裁していたが、通帳との照合は行っていなかった。また、対馬
市による調査資料によると、本事案が発生する以前、本人の業務ミスにより事後決裁となった案
件もあったものの、特段の指導を受けることがなかった」。

このような指摘もされてあります。ぴしゃっとしておけばこういうことはなかったんですけれ
ども、この指摘についてどのように理解しますか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 御指摘のとおりでございます。この協議会の事務局の局長
は、私、観光交流商工部長でありまして、その遅延した決裁があった時点で、そこは細かく指導
すべきだったと思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） では、市も含め、協議会としての管理責任にミスがあったとい
うことでいいんですよね。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 協議会の事務局を担当しておる事務局長という立場で、私
に責任があったというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 協議会全体の責任じゃないですか、誰が考えてもね。あなたが
責任ということは全体の責任なんですよ。全体で責任があったんですよ。管理責任があったんで
す。ミスがあったんだから。あったということですよ。

そして、この協会と観光連盟の、この交付金及び換金業務の内容についてちょっと確認をした
いんですが、委託料のを先ほどお渡ししましたが、721万3,122円、これについては、交
付及び換金業務も全て委託した2業者に入っておるということですよ、再度確認しますよ、こ
れ。大事なところですから。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） これは、昨年5月の時点で県の観光連盟から協議会のほ
うに入っておる補助金であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 2業者に出していますけども、この2業者に出せるのは交付事
務だけなんです。ここにこの契約書がございますが、ここでは、県の観光連盟協議会との契約
書ですよ。いいですか。

クーポン券、要するに、その交付事務を委託するのは2つの業者だけだと。でも、クーポン券
の換金業務はこれに入っていないんじゃないですか。なぜならば、この契約書の中で換金業務の
項目は物産をはじめターミナルビルは、内容は入ってませんよ。換金業務は入っていないんでし
ょう。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 交付と換金に係る事務手数料、入っております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私、「契約書をよく読んでください」と言いましたが、契
約書の中にはこの2業者に再委託する条件が入るとるんですよ。クーポン券に関する……。

すみません。この内容は、（1）の業務についての交付対象者の利益を図るためには、2つに
出してもいいんだと。（1）の業務というのは交付事務ですよ。

2番目に、いいですか、クーポン券の換金業務、これは、この2業者にはこの契約書からして
も入っていないじゃないですか、契約書の内容が。それはそうですよ。この元の契約書はそのよ
うにうたってあるんだから、交付については2業者だけでもいいよと。そういう契約の内
容やないんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 実は、この行っ得！つしまクーポン券交付事務委託契約書、
その中にはおっしゃるとおりでございます。併せて、実は仕様書がそこには添付をされておしま
す。仕様書の中でクーポン券の交付事務、それからクーポン券の換金事務、そこまで入れて特別
の場合は再委託することができるというふうな仕様書の中でうたい込みをさせていただいていま
す。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 分かりました。

それなら、あれですよ。なぜ対馬市の元職員が換金業務に当たったんですか。換金業務は市の職員がされたんでしょう。業者から来るやつを取りまとめて。そうじゃないんですか。だから、最初、冒頭、確認したのは間違っておるんじゃないですかね。大事なところだと言って確認したが。誰が換金業務をしよるんですか、そんなら。その2業者でなければ。実際に換金業務したのは先ほど言ったように市の職員ですよ。市の職員がしとるんです、実際に。

だから、観光連盟から受けたその金額は、それ以外のその中に入っとったんだけど、それとは別に、市の職員が、ことをただすと勝手に換金業務をした。換金業務も本来は七百何十萬円の金額、これは全額2業者に渡っています。ということは、市の職員はこの契約以外のことを、勝手に業務としてしたということですよ。とすると、この一つの契約違反ということにはなりませんか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 私の説明が不足して申し訳ございません。クーポン券の交付と換金事務と。その換金事務というのは人件費に当たるものでありますので、これは再委託を受けたところがやっておるとい、そういう意味での換金事務でございます。

ですので、その後、その集計されたクーポン券を事務局のほうに届けると。そこで担当した者がそれを事業者等への口座へ振り込むというふうになっております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この契約書ですよ。これは観光連盟との。

いいですか。クーポン券の換金事務ですよ。原則、毎月2回。取扱店から来たものをまとめてしなさいよと。「請求書と使用済みクーポン券の提出を受け、確認後に同加盟店の指定口座に振り込むこと」、これが換金業務なんですよ。

先ほど言われた2業者はそれをしていないじゃないですか。換金業務をしたのは市の職員なんでしょうと、それを言っているんですよ。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 換金して口座に振り込む業務は確かに市の職員が行っております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そうですよ。実際、しとるんだから、違反的に見えてもね。それはいろんな事情は私も聞きました。なぜそうしなければいかんかったということ。

それで、市の職員がしたと。市の職員がしたということは、この三者の分がありました、こ

の中では残業が月に約18時間とありますが、この18時間のうち、この換金業務に充てた時間はどのくらいなんですかね。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 細かく18時間、20時間の中身として何時間充てたかというのはいそこまで把握はしておりません。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 第三者、検討委員会ですね。このような報告がございますよ。

いいですか。これは、本人は土日も含めて仕事をしているんだと。そして、上司には「進め方がおかしいんじゃないか」という不満も漏らしておるといことですが、土日に仕事をしたというのは、それに対する対価があるんですが、この対価はお支払いになったんですか。この対価が土日ずっと残業した分の対価、これは先ほどの18時間とは別です。別にしているんだと。そして、不満を漏らしておるといことですが、この残業した、かなりの時間残業されたと思うんですが、それに対する対価は誰がどのように払ったんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 確かに、一部、土日を含めた夜間も含めて自宅に帰ってからのスマホによる、そういう事務処理をしている形跡は確認しております。

ただし、それを時間外勤務として申請を上げてきたわけではございませんので、そこには、20時間の中には入ることはありません。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そんならあれですよ。残業をしておったという認識はあるわけですよ。でも、本人からの申出がなかった。

例えば、特別に雇用する方と特別な契約をしとけばそれでいいけれども、実際に仕事をしながら不満を漏らしたりしとるじゃないですか。それに対する対価を払っていないということになるんです、仕事に対するの。認識していないなら別だけれども、知らなかったら別だけれども。実際にそれを認識しとるっちゅうことは対価を払う必要があるんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） この件につきましては、担当課のほうで本人へのそういった時間外としての申請を促すようにということはやっております。

ただし、本人のほうからそういった申請が上がってこなかったということを聞いておりますので、それが時間外手当として申請される状況にはなっていないと。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 対価を、さっき言ったように、特別な規約がない限りは払わなければいけないんです。対価を払えば、本人の。先ほど言ったこの報告書にそう書いてあるんですから。「訴えたんだ」という話もしています。

対価を払えばこういう不満もなかっただろうけども、対価を払わないということは法的には違反するんじゃないですか。あなたが分からなかったかは別としても。法的には労働基準法に触れるんじゃないんですか、黙認しているということは。どうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、村井英哉君。

○観光交流商工部長（村井 英哉君） 厳密に申し上げれば、今、議員がおっしゃるようなことになるとは思いますけれども、社会通念上という言い方は失礼かもしれませんが、我々、仕事をする中で、きっちりと、例えば、時間を過ぎた、30分を過ぎたからといって、必ずしもそこに時間外手当を要求するというのもございませんし、そういう中で、普段の生活の中で自らの許す範囲の中で、無償でございますけれども、その仕事をしてきていたというふうに認識しております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そういう処置が取れてあったらこのように報告書の中には載らないんですよ。熟読されたと思うけども。そして、本人の顔末書にも事細かくそういう内容が入っていました。私は確認に行ったんですから。ということは労働基準法違反なんですよ、全くもって。

まず、先ほど言った管理監督責任、これがあるわけですよ。あるんです。ありますよね。管理監督責任が1つと、そして本人に対する労働的な対価、支払いもない。労働基準法的な違反、それを2つ持っても、これをつかさどるトップの方は責任を取らなければいけないと思います。

役所での管理責任については、市長は減給含め管理監督責任は取られたが、この対馬観光活性化協議会のメンバーの中には市長自身も入っているわけですよ。そして、加えるならば、この協議会の創設に当たっては、立ち上げに当たっては対馬市が音頭を取って立ち上げています。

そういう点からすると、この協議会の責任……。

先ほど言ったように、市の管理責任は取られました。協議会としての責任を取らなきゃいけない。今さらわび状なんて要りません。それはどうかというと市長が管理責任を取る。先ほどの条件。2つぐらい違反もあったし。

それで、また、協議会とも協議してもらいたいんですが、今、この問題については市の職員中の厚意によって約1,700万のお金の問題も解決していますよね。

ならば、市長は前回の市の管理と今回の協議会の管理の責任において、まず、市長の退職金も含めて協議会で協議していただくことを要望して終わります。

以上。

○議長（初村 久藏君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開を11時10分からといたします。

午前10時51分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 11番議員、対政会の小島徳重でございます。

本日は、2項目、通告させていただいておりますので、一般質問に入ります。

その前に、今年の夏はいわゆる観測史上2番目と言われるような暑い日々が続きました。そして、対馬でもコロナが猛威を振るいまして、かかられた方々、それから、またその周りの家族の方々、それから、医療や介護にあられた関係者の方々は大変な目に遭われたと思います。そういう中で台風まで、また11号がやってきましたので、地域全体が元気が出ないような雰囲気でした。

そういう中で、元気が出る、そういうこと、皆さん、何か目に向けてと思いますけども、先ほど小宮議員はグローバルな視点から大リーグの野球の話がされました。私もスポーツが大好きでして、少しローカルに話を持っていきますと、同じ野球で今年度は上対馬出身の海星高校の宮原投手が大活躍して、私たちに元気を与えてもらいました。昨年は長崎商業の松井君が活躍されました。こういうふう若い世代が頑張っている姿を見ると、私たちも、大変、エネルギー、あるいは、勇気を与えられる。そういうふう思います。

今日の質問も対馬市が少し元気を出すためにということで、財源の確保という視点でふるさと納税についてお尋ねし、そして、また未来を背負う子供たちの成長を支える学校の在り方として、コミュニティ・スクールということで2項目を挙げさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

1項目めは、ふるさと納税についてのお尋ねです。

1点目、対馬市も、返礼品制度を導入した平成28年度以降、ふるさと納税が増えてきました。この28年度以降の実績について説明いただき、そして、また、今後、財源確保、これがなされれば市長をはじめ明るい顔になっていく人もいますので、そういう意味で、今後、どういう取組を考えてあるかということでお尋ねしたいと思います。

同じふるさと納税と銘打っていますが、2点目としては、企業版ふるさと納税を、昨年度、